

平成29年第7回定例教育委員会 会議録

1 日 時 平成29年8月24日（木） 14時00分開会
15時00分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階第1委員会室

3. 出席者 教育長 勝本真二
委 員 原田成信
委 員 村上光子
委 員 古賀清彦

4. 会議に出席した職員

教育次長	帯田由寿
理事（兼学校教育課長）	金崎良一
教育総務課長	宮司裕子
生涯学習課長	山口利弘
教育総務課 課長補佐	峰 修子

5. 会議録

○帯田教育次長

皆さん、こんにちは。只今より、8月の定例教育委員会を開催いたします。

初めに勝本教育長に御挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

皆さん、こんにちは。本日は御多用の中、また残暑厳しい折ご出席頂きありがとうございます。今月は3日、4日の「九州地区市町村教育委員会研究大会」へのご参加、6日の「平和コンサート」、9日の「平和のつどい」等の行事にご出席頂きありがとうございます。特に平和コンサートは素晴らしかったですね。町民の文化度、文化意識の高さを実感したところでございます。早いもので、夏休みもあと一週間で終わります。これまで大きな事件事故等あっておりません。これも偏に皆様方と保護者の方々のご協力の賜とっております。ありがとうございます。まだあと1週間ありますので、最後まで問題が無いように無事終わって欲しいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくお願い致します。また、9月に入りますと、3日に毎年恒例の「町民ソフトボール大会」、22日に「長与第二中学校研究発表会」などが予定されております。暑い中ですが、時間の許す方はご参加の程よろしくお願い致しまして、甚だ簡

単ではありますが、開会の御挨拶といたします。

○帯田教育次長

どうもありがとうございました。次に、7月27日に開催いたしました。教育委員会の会議録について御承認をお願いしたいと思います。御承認でよろしかったでしょうか。

○教育委員

はい。

○帯田教育次長

ご承認ありがとうございました。

続きまして、報告でございます。初めに、教育行政報告でございます。主なもののみ御説明申し上げます。2ページ目をお開きください。

教育総務課では、8月2日から4日にかけて、年に1度、九州管内の教育委員が一堂に会し開催されます、「九州地区市町村教育委員会研究大会」が宮崎市で開催されました。

次に、学校教育課では、8月2日、ジェットプログラムによるALTが来日、アメリカよりリンゼイさん、イギリスよりウィリアム君が着任しております。

8月17日、22日、23日、24日、25日の5日間、町内中学校1年生全員を対象に県立大学シーボルト校において、英語学習の意欲向上と異国文化と自国文化に対する理解を深める場を提供する英語による長与町国際コミュニケーション活動、通称「ナイス」を実施いたします。

生涯学習課では、8月6日、音楽を通じて平和の尊さを次世代に伝えることを目的に、今年で18回目を迎える平和コンサートin長与が開催されました。

以上で教育行政報告を終わります。

次に、学校事故報告でございますが、事故等はあっておりません。

続きまして、委任事項でございますが、ございません。これをもちまして、報告を終わります。

以上までで御質問等はございませんでしょうか。

○村上委員

九州中総体は陸上大会とか体操、柔道もろもろありますけれども、もしここで成績等がわかれば、簡単でいいんですけども教えていただければと思いますが。

○金崎理事

はい、主なものだけ報告をさせていただきます。

まず上位入賞だけですが8月7日のところにも記載をしておりますが、九州の中学校の陸上大会において長与第2中学校の男子が総合優勝をしております。

九州の中総体におきましては、3段跳びで、九州の新記録をつくって、優勝しました廣田君中学校3年生、長与第2中学校3年生の廣田君が3段跳びで優勝してるところ

です。そのほかの成績につきましては、非常に健闘したということで聞いております。さらに昨日ですが、この廣田君が全国大会の幅跳びに出場しまして、全国で11位という成績を残しております。

以上でございます。

○帯田教育次長

それでは、議事へと移らせていただきます。

ただいまより議事となりますので、勝本教育長に議事の進行をお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第27号、長与町立公民館管理運営規則及び長与北部地区、多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

それでは、議案第27号、長与町立公民館管理運営規則及び委員会長与北部地区、多目研修集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の規則改正は、条例の改正に伴い、使用許可申請書の様式を変更するとともに、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○山口課長

それでは、議案第27号について御説明をさせていただきます。4ページをお開きください。

ここでは長与町立公民館管理運営規則の文言の表記について適正な表記に訂正するとともに、条文中の申請書と許可証を正式名称に訂正するものでございます。

5ページをお開きください。

ここでも長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則の文言の表記について、適正な表記に訂正するとともに、条文中の許可証を正式名称に訂正するものでございます。

7ページから8ページに許可申請書等の様式を掲載しておりますが、従来、使用しておりました様式を、参考資料ということでお配りしておりますので、それと併せてご覧いただきたいと思います。

町立公民館使用許可申請書につきましては、規則の中に様式を定めておりませんでしたので、参考のように、様式がばらばらで一時使用願いとしておりました。

今回の使用料改定に伴いまして、施設使用料がかかることとなりましたので、新たに使用料欄を設けております。

8ページにあります、多目的研修集会施設の申請書ですが、参考の最後のページにあります。様式や従来規則で定められた様式です。

これも使用料の欄がありませんでしたので、今回の改正により、使用料の欄を設けたものでございます。

9ページから10ページが使用許可証、領収証の様式の表と裏ということになります。今回新たに様式を定めさせていただいております。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○勝本教育長

はい、ありがとうございます。

では、議案第27号につきまして質疑はございませんか。

○村上委員

使用料の件は前も資料等も出ておりましたけれども、トラブル等ないのか、また、これが「公布の日から」とのことですけれども、具体的にいつから使用するかっていうことと、実際にこれを使用する時に、使用する方々は、料金が新たに発生したようなときに、どんなふうにも思われるか、気になっているのですけれど。

○帯田教育次長

使用料手数料は、4月1日から発生していますので、それについての料金は頂いております。ただ様式等が整備されていなかったため、利用される皆さんにお見せする時にわからなかったもので、今回、様式を統一し、金額もわかるようにしました。現在まで、使用料ではトラブルなどありません。利用に関しても減少はしていませんが、空き時間が増えた状況です。今までは必要以上に時間を取って予約していたのだと思われれます。ですから今はいい状況で運営されているものと思われれます。参考書類では使用料を記入する覧がなかったものですから、利用される方に不便ですので、今回の新しい様式であれば、金額が幾らというのはすぐわかるような様式になっております。様式の変更に関しても、教育委員会でご承認を頂かないと使用できないので、今回お願いをしたところです。今まで、各館統一されていませんでしたので、今回様式を統一したところです。

○勝本教育長

では承認ということではよろしいでしょうか。

○教育委員

はい、承認と認めます。

○帯田教育次長

はい、ここで大変申しわけございませんが追加議案をお願いしたいと思います。職員が、議案をお配りしますので、しばらくお待ちください。大変皆様には申しわけなく思っております。ここで追加を、お願いしたいと思います。それでは追加議案に関しまして、説明をさせていただきます。議案第28号、平成30年度、小学校特別教室「道徳」の教科書の採択について、提案理由を申し上げます。平成30年度に導入されます「道徳」の授業に伴うものでご

ざいます。詳細につきましては、担当課長より、説明をさせます。

○金崎理事

まず、この議案が追加になりましたことにつきましてお詫びを申し上げます。

それでは、提案理由につきまして、詳細を説明をさせていただきます。

今、次長より説明がございましたように、来年度から道徳が特別の教科「道徳」というふうに、「道徳」は教科になります。

平成32年度から小学校は学習指導要領が完全に実施されるんですが、特別の教科「道徳」につきましては、来年度から、必修となりまして、ここから始まっていきま
す関係上、教科書の採択が必要になってまいります。

5月2日に教科書の採択協議会を開催しまして、そこで、選定の要領について会議
いたしました。その後、6月に、各学校に教科書巡回をいたしまして、そこで意見を
聴取し、7月に入りまして、3回、教科書の調査をいたしました。調査委員会をつく
って調査をいたしました。

その後、7月31日に選定委員会を開きまして、8月7日に採択協議会で採択案を
協議し、協議会として決定をいたしました。

その際に、利用した資料が1枚お開きをいただきまして、取扱注意と右肩にございま
すが、「別紙様式1 道徳科選定委員会観点別資料」というところです。

これが調査委員会で作された資料ですが、ABC、、、Hまでの8社が今回、新教科
である道徳について教科書出しております。

すべて、社名を伏せた形でABCDEFGHIJとして、ここで調査の作業を行いました。
そこで、◎が、その項目について十分に満たしている、○が概ね満たしている、
空欄が普通であるというふうな調査を行いました、この8社の中から3社を選びまし
た。選ばれた3社が、A、D、F、下にあります丸がついていますが、この3社につ
いて、優れているということで、調書を出しました。

次のページをご覧ください。

「別紙様式2」、ですが、この3社につきまして、選定委員会の方で選定をいたし
まして、上から順番に優先の順位をつけました。

DF Aという順番です。このD社につきましては、選定の理由の方を申し上げますが
4月から3月のゴールを見据えて個々の成長と学級集団としての成長に配慮した内容
項目で資料配列している。あるいは発問が「考えよう」というところに書かれていま
すが、その3つが精選されてすべての資料の最後に示されるため、授業者の意図で発
問ができるという優れたところがあります。

「つなげよう」というコーナーを設けることで、道徳の時間で学んだことが1時間の
授業で閉じてしまわないように教科や日常生活を関連づけられる問いかけがなされて
います。

また挿絵のバリエーションも豊富で写真の提示の仕方にもインパクトがあり、児童

が「考える力」を深めるための教材として効果が高まるような工夫がなされていて、全体としては「児童が考えたいくなる」、「語り合いたくなる」、「動き出したくなる」教科書というふうになっております。

教育委員会の方にも、準備を6月の段階でさせていただきましたが、先ほどの挿絵ですが、私今、手元に開かせて頂いていますけども、その挿絵それぞれが、挿絵だけ見ても授業ができるような、そんな挿絵になっております。

このような教科でございしますが、そこでこの選定委員会としてD社を推薦し、協議会の方でこのD社について、妥当ではないかというふうな、報告がなされております。ここで御提案を申し上げますが、D社、これは光村図書というところですけども、ここが策定をしました、「道徳」の教科書について、本町としてもこれを利用したいというふうに思い、御提案したいと思います。

○勝本教育長

はい、ありがとうございます。では、議案28号についての質疑はございませんか。

○村上委員

度々会を重ねての決定だろうと思いますので、異存はありません。
ただ資料の終わりから2枚目の真ん中辺りになりますけれども、そこでADFを3つ選んだってということで、AとGが、◎が1個と、あと白丸が上と下で分かれてますけれども、選定のときに、AとGを次に選ぶときに、Aを選んだ理由でもわかれば教えていただければと思います。

○金崎理事

はい、今の御指摘の様式1のAですが、A社とG社の比較ということでございますが、A社につきましては、いわゆる十分に満たしているという項目が教科書独自の観点の④のところ1カ所ございます。

同様に、G社につきましてもそこに1カ所ございます。

A社につきましては概ね満たしているというふうに調査員が評価した項目が7項ございます。G社につきましては、3つということですので、ここでの数の比較ということになります。

以上です。

○勝本教育長

他ございませんか。

○古賀委員

はい、これは1年生から6年生まで通した中での使用ということで考えてよろしいんでしょうか。

○金崎理事

道徳の資料は、他の教科書同様学年別にごさいますして、それぞれ1年生2年生3年生ということできております。1年生から6年生までであるということと同時に、こ

の内容項目につきまして、その1年生から6年生まで通して、「考えよう」という欄が全く同じ作りになっておりますので、何年生で学んでも次はこんな学び方ができるんだってということは、考え方も全部通されていると思いますし、先ほどは1年生の挿絵をお見せしましたが、学年に応じて、少しいメージが作りやすいように、写真や絵が考えやすいような内容になっており、考え方も貫かれているかなというふうに思っております。以上です。

○村上委員

4年間この教科書を使うと言うことは、この教科書を1年生が4年生まで使うということになります。これが、4年生からまた違ったものになるかもしれませんが、初めて教科としての「道徳」と言うことで、評価は記述式になるのでしょうか。初めての教科ということについてももう少し教えて頂けないでしょうか。

○金崎理事

まず1点目ですが、御指摘のとおり、次の教科書の改訂が4年後になります。そうしますと、1年生は、2年3年4年生まで使って、次にこの教科書を使うかどうかということは次の際、採択によるところかなと思います。同じ教科書を使うとは限っておりませんので、また次の採択でこのような協議会がなされての採択になるかと思えます。教科書の「有り様」につきましても、これも御指摘のとおり、初めてする教科でございますので、4年後にどのような教科書になるかということについては、まだ読めませんので、考えることがどういうふうになるかっていうことはよく見えておりません。

ただし、2点目の質問と絡みがあるかもしれませんが、今回の道徳につきましては、道徳は「考える道徳」あるいは「議論する道徳」ということを目指しております。

今までも、そのような道徳を目指してはきたんですが、国の方できちんと話し合いをする、その立場を変えて考えということが、出てきますので、1点、事例を出しますと4年生の教科書だったと思うんですが、「泣いた赤鬼」という童話があります。赤鬼と青鬼、それぞれの立場に立って物事を考えて議論させるということを想定した教科書になっております。そういった資料がそろえば、5年生6年生の教科書がまた違ったものになるかもしれませんし、充実したものになるかもしれませんので、ほかの教科書になるかもしれません。

そのところについてはまた次の協議会によるとうかなっていうふうに思っております。

○村上委員

すいません、説明ありがとうございます。

それでは新しく入る教科書を使っただけの道徳科の評価なり評定ってのをちょっとわかる範囲内で教えていただければと思います。

○金崎理事

道徳を使った評価評定につきましては、ほかの教科、例えば国語とか算数とかでは、小学校1年生ではできるところに○がついたり、努力するところに△がついたりとかいうふうなところが評価評定がありますが、そのような評価評定はいたしません。

道徳につきましては、道徳の時間にどのように考えたかという視点を持っているか、あるいはどのような活動したかというふうなことを「文字」で表現するというような評価になっていきます。したがって、数値での評価等についてはあたらないというふうに学習指導要領では規定をされております。

以上です。

○村上委員

ありがとうございます。記述式っていうことにおいては、主にプラス面を書かれるのか、それともマイナス面も書かれるのか、もちろん保護者にとっても初めて、児童にとってもそうですけどもね、だからそういう方法としてその教育委員会の方で、現場の先生方に指導をされるのか、そういうのをお聞きしたいと思います。

○金崎理事

まず、プラスマイナスどういうふうにするかというふうなところですが、現在ほとんどの教科、あるいは記述式の評価につきましては、プラスの評価をしていこうというふうなことです。おおよそプラスの評価をするということになってきます。

ただし、どうしても指導が必要などころには、きちっとお知らせをしないといけませんし、次に引き継がないといけませんので、マイナスのところも評価する可能性はありとお考えください。主にはプラスの評価をするということです。

それに加えて、もう1点の教育委員会の指導につきましては、一昨日、県の方で、この教科の説明会がっております。町の教育委員会としましても、次の校長会のときに、どのような、通知表であるとかっていうことを来年度に向けての話をしていくことに、予定しておりますので、この評価がうまくいくような努力については、随時させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○村上委員

私もその初めてということですね、先生方の負担というのが一段と、増えるのは当たり前かもしれないんだけど、それについてやっぱり現場の先生が一人一人の子供を大事にしながら、なるべくプラス面はっていう思いは持ってらっしゃると思いますが、この前、「ベランダから飛びおりんね」とかどこかの先生が安易に、福島で被災した子供の中学校だったと思うんですけども、「そんなにはきはき言えないなら、ベランダから飛びおりんね」等という暴言を吐いていて、それを学校側があまり把握していなかったような報道もあっていましたね。

だからそういう通知を一人一人のやはり通知表を校長先生がしっかりとやはり目を通して保護者にとっても、納得のいくような表記っていうものをやっていかねばと思う

んですけども、全部手書きをされるのか、パソコンを使っての記述をされるのかそれにはなんか御指導されるんでしょうか。

○金崎理事

はい、通知表の策定につきましては、これもあの校長の権限でございますので、学校長の方に委ねようと思っております。

ただ参考としまして、現在、すべての学校の通知表のいわゆる「所見」と言われるものは、パソコンで入力をして、それで出力するようになっております。

なお、その出力するまでに、各学校では、学年の主任であったり、あるいは教務主任、教頭あるいは副校長、校長すべてが見て、四、五人の目を通して親御さんに渡るといふふうなことになっておりますので、記述につきましては、おかしいなっていう記述はないというふうを考えております。以上です。

○勝本教育長

他ございませんか。無いようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

承認と認めます。

○勝本教育長

それでは承認と認めます。これで議事が終わります。その他ございませんか。その他に移りますが委員の方から何かございませんか。事務局の方から何かありますか。

○帯田教育次長

事務局からは何もございません。

○勝本教育長

無いようであれば、これを持ちまして、教育委員会を、閉会いたします。

皆さんありがとうございました。